

議第36号 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

第2次呉市公共施設再配置計画に基づき、施設の在り方などについて検討を行ってきた呉市豊浜体育館を廃止するものです。

2 改正の理由及び内容

当該施設は、昭和57年に豊浜町立大浜小学校体育館として建設され、平成13年3月の同校の閉校後、平成17年3月からスポーツ施設として活用されてきました。建設後、34年が経過し老朽化が進んでいるとともに、利用件数も少なく、スポーツ施設として存置する必要性がなくなったため廃止するものです。

廃止後は、関係部局と協議の上、解体撤去を行う予定です。

【施設概要】

所在地 呉市豊浜町大字大浜465番地の1
建設年 昭和57年（築34年）
施設規模等 延べ床面積 720.00平方メートル
構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
主要施設 アリーナ（20メートル×30メートル）
ステージ

【利用状況】

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (1月末現在)
利用件数	1件	0件	0件	1件
利用人数	16人	0人	0人	20人

3 市民参加等

当該施設の廃止については、地元自治会等を対象として、事前協議及び地元説明を行っています。

4 施行期日

平成29年4月1日

5 新旧対照表

現行		改正案	
(目的及び設置) 第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。		(目的及び設置) 第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。	
名称	位置	名称	位置

(略)	
呉市安浦体育館 (アリーナかもめ)	呉市安浦町中央4丁目3番2号
呉市豊浜体育館	呉市豊浜町大字大浜4番地1
(略)	

2～5 (略)

別表第1 (第10条, 第11条関係)
呉市二河野球場使用料

1 施設使用料

(表略)

備考

1～7 (略)

8 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は、当該基本使用料の2倍に相当する額とする(別表第15の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料(メインアリーナ)の表から4附属施設使用料(ミーティングルーム等)の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第24、別表第25の2施設使用料(体育館)の表及び3施設使用料(談話室)の表、別表第26の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料(プール)の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表、別表第37の1施設使用料(体育館)の表及び3附属施設使用料の表、別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表並びに別表第39の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表において同じ。)

9 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用する時の使

(略)	
呉市安浦体育館 (アリーナかもめ)	呉市安浦町中央4丁目3番2号
(削除)	
(略)	

2～5 (略)

別表第1 (第10条, 第11条関係)
呉市二河野球場使用料

1 施設使用料

(表略)

備考

1～7 (略)

8 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は、当該基本使用料の2倍に相当する額とする(別表第15の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料(メインアリーナ)の表から4附属施設使用料(ミーティングルーム等)の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23_____、別表第25の2施設使用料(体育館)の表及び3施設使用料(談話室)の表、別表第26の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料(プール)の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表、別表第37の1施設使用料(体育館)の表及び3附属施設使用料の表、別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表並びに別表第39の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表において同じ。)

9 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用する時の使

用料は、前項の規定にかかわらず、当該基本使用料の額と同額とする（別表15の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表、別表第16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第24、別表第25の2施設使用料（体育館）の表及び3施設使用料（談話室）の表、別表第26の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料（プール）の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表、別表第37の1施設使用料（体育館）の表及び3附属施設使用料の表、別表第38の1施設使用料（体育館）の表及び2施設使用料（ニュースポーツ館）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表において同じ。）。

2～3（略）

用料は、前項の規定にかかわらず、当該基本使用料の額と同額とする（別表15の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表、別表第16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23_____、別表第25の2施設使用料（体育館）の表及び3施設使用料（談話室）の表、別表第26の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料（プール）の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表、別表第37の1施設使用料（体育館）の表及び3附属施設使用料の表、別表第38の1施設使用料（体育館）の表及び2施設使用料（ニュースポーツ館）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表において同じ。）。

2～3（略）

別表第15（第10条、第11条関係）
呉市体育館使用料

1 施設使用料（専用使用）

（表略）

備考

- 1 （略）
- 2 即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする（次表、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から3施設使用料（武道場）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別

別表第15（第10条、第11条関係）
呉市体育館使用料

1 施設使用料（専用使用）

（表略）

備考

- 1 （略）
- 2 即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする（次表、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から3施設使用料（武道場）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23_____

表第24, 別表第25の2施設使用料(体育館)の表, 別表第26の1施設使用料(専用使用)の表, 別表第35, 別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表, 別表第37の1施設使用料(体育館)の表, 別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び別表第39の1施設使用料(専用使用)の表において同じ。)

2~4 (略)

_____, 別表第25の2施設使用料(体育館)の表, 別表第26の1施設使用料(専用使用)の表, 別表第35, 別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表, 別表第37の1施設使用料(体育館)の表, 別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び別表第39の1施設使用料(専用使用)の表において同じ。)

2~4 (略)

別表第17 (第10条, 第11条関係)

呉市昭和体育館使用料

1 施設使用料

(表略)

備考 競技場の2分の1使用の場合の使用料は, 当該基本使用料の額の2分の1の額(その額に10円未満の端数金額があるときは, その端数金額を切り捨てた額)とする(次表1施設使用料の表, 別表第24及び別表第25の2施設使用料(体育館)の表において同じ。)

2 (略)

別表第17 (第10条, 第11条関係)

呉市昭和体育館使用料

1 施設使用料

(表略)

備考 競技場の2分の1使用の場合の使用料は, 当該基本使用料の額の2分の1の額(その額に10円未満の端数金額があるときは, その端数金額を切り捨てた額)とする(次表1施設使用料の表_____, 別表第25の2施設使用料(体育館)の表において同じ。)

2 (略)

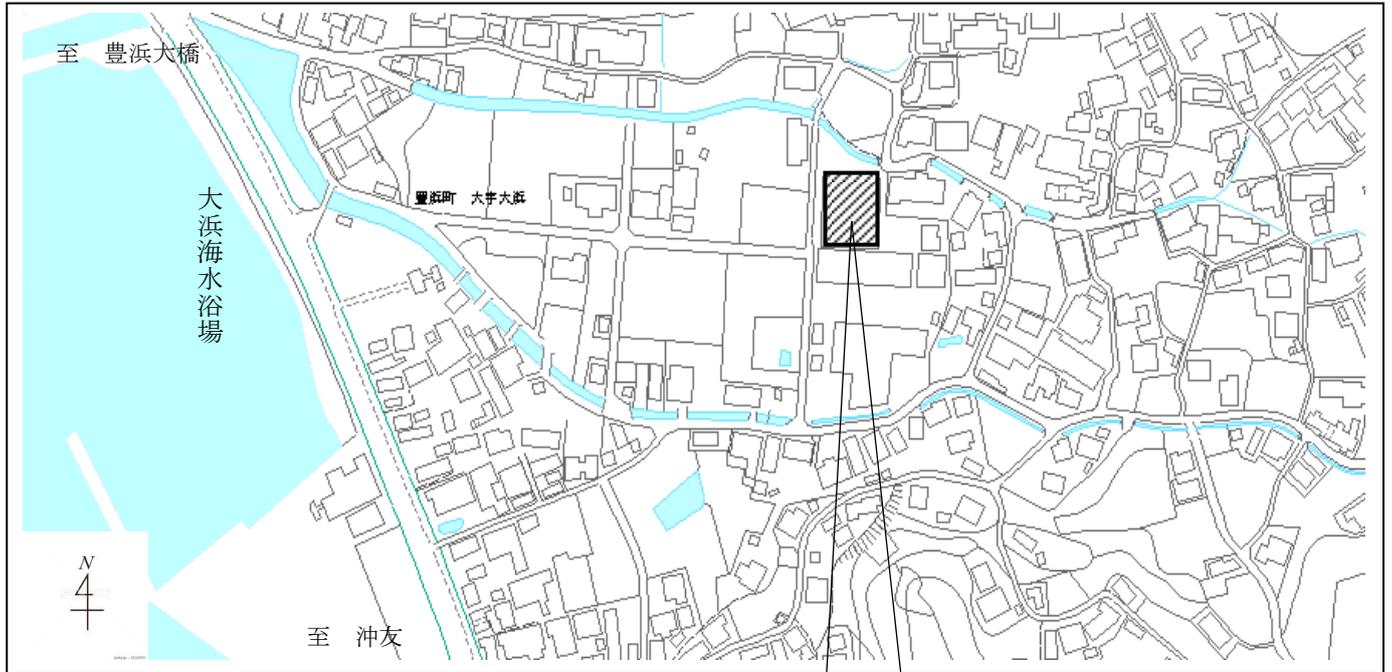
別表第24 (第10条, 第11条関係)

呉市豊浜体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

別表第24 削除

6 位置図



呉市豊浜体育館